商品概要説明書

J Aマイカーローン (一般型A)

(2021年4月1日現在)

商品名	JAマイカーローン(一般型A)
	○当JAの組合員の方。
ご利用いただける方	○ヨJAの配口貝の刀。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 76 歳
	未満の方。ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。
	○原則として、前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税
	日本 日
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方 (農業者以外の自営業者の方については、ご本人
	またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事
	業資金(営業用自動車等)は除きます。
	①自動車・バイク(ともに中古車を含む。)のご購入資金およびご購入に付帯
	する諸費用。
	②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。
	③運転免許の取得のためのご資金。
	④カー用品(カーナビ等)のご購入資金。
	⑤車庫建設のためのご資金(建設費が100万円以内のものとします。)。
	⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	なお、お借入時の年齢が 71 歳以上の場合は 200 万円以内とします。
借入期間	○6か月以10年以内とします。
	○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お
	借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金
	利 (パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7
	月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および 10 月1日の基準金利(パーソナルプライ
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より
	適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎 月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済
	方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月均額返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
	○不要です。
保証人	○ J A が指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会)の保証をご利用いたた
	きますので、原則として保証人は不要です。
	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。
	①一括払い(保証料率年 0.65%)
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (0.65%)(例)】
保証料	お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年
	保証料(円) 3,510 9,963 16,415 22,836 32,388
	②分割払い
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。
	なお、保証料率は年 0.65%です。
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。
	団体信用生命共済名 加算利率
	団体信用生命共済(特約なし) 年 0.25%
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたって
	は借入利率に以下の利率が加算されます。
	年 0.60%
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、 次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…無料
	②一部繰上返済の場合…無料
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更3
	数料(消費税等含む。)は無料です。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当総
	合本支店または金融部(電話:0478-70-7715)にお申し出ください。当組合では
苦情処理措置およ	規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、
び紛争解決措置の	苦情等の解決を図ります。
内容	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けて
	おります。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できる

	す。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。
	東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」
	という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意
	向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等
	により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているもの
	ではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京
	三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
	合わせください。

JAかとり